

令和5年度入湯税の使途状況について

1.入湯税

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てるため、課税するものとされています。

令和5年度決算における入湯税の収入済額及び充当状況については以下のとおりです。

(1) 令和5年度入湯税について

款	項	予算現額	収入済額
1 町税	5 入湯税	5,347	5,346

(2) 令和5年度入湯税充当事業（山村振興会計）について

（単位:千円）

事業区分	事業費総額	財源内訳				うち入湯税
		国・県支出金	地方債	その他	一般財源	
環境衛生施設の整備	2,637	0	0	2,637	0	0
鉱泉源の保護管理施設	6,527	0	0	6,527	0	0
観光施設の整備	38,931	0	0	9,879	29,052	5,346
観光振興（観光施設の整備除く）	1,645	0	0	1,645	0	0
合計	49,740	0	0	20,688	29,052	5,346